国会事項

参議院

議案受領（予備審査）

六月八日衆議院から次の議案が送付された。

日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案（新藤義孝外八名提出）（衆第一一号）

議案付託

六月八日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第三四号）

総務委員会に付託

産業技術力強化法の一部を改正する法律案（閣法第二六号）　経済産業委員会に付託

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第五九号）

環境委員会に付託

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律案（閣法第六〇号）

質問主意書転送

六月八日次の質問主意書を内閣に転送した。

「公共インフラ整備」の経費を含む安全保障関連経費に関する質問主意書（福島みずほ提出）（第五二号）

ホルムズ海峡の封鎖等の影響により事業活動を縮小した事業主を迅速に支援するための雇用調整助成金の要件見直し等に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第五三号）

叙位・叙勲

○叙位

（北海道教育大学名誉教授）　速水　修

正四位に叙する

千葉　徹也

正五位に叙する

（国立国会図書館司書）

林　徹　松井　正矩

従五位に叙する（各通）

大賀　健而　上川　順一

鈴木　克弘　松久保正弘

阿部安二郎　大江　順子

小池　孫男　坂本　勝

鶴薗　近　長井　行輝

従六位に叙する（各通）

奥井　壽一　園田　昌臣

谷口　統雄　瑞宝単光章を授ける（以上五月四日）

長谷川昌司　北　智香子　木村　良博　國府田　諒

従七位に叙する（以上五月四日）

今泉　實　水本　馨　宮崎　勝徳

瑞宝双光章を授ける（各通）

正五位に叙する

福原　達郎　小森　昭夫　玉村　靖

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上五月五日）

稲垣　雅彦

従五位に叙する（各通）

多田野　弘　有路　幸二　大塚　英也　田母神光男

石井　淳夫　今井　智彦

北　智香子　土屋　孝之　松原　政博

木村　良博　服部　公文

持留　忠二

瑞宝双光章を授ける（各通）

渡邊　由正

正六位に叙する（各通）

永冨　敬治　藤井　健

大内　泰弘　風間　孝一

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上五月六日）

濱邊日出雄　牧内　隆久

加藤　紀一

村田喜代士　山岸　信造

瑞宝双光章を授ける（五月七日）

従六位に叙する（各通）

新屋　敏　鷹觜　俊夫

石原　桂　小林　幸市

瑞宝双光章を授ける（各通）（以上五月八日）

正七位に叙する（各通）

小森　昭夫　玉村　靖

河口　義夫　國府田　諒

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上五月五日）

従七位に叙する（各通）（以上五月五日）

速水　和彦

大塚　英也　田母神光男

従四位に叙する（各通）

村岡　義久

木幡　義則

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上五月六日）

従五位に叙する（各通）

松原　政博

稲葉　清弘　大塚　英也

瑞宝双光章を授ける（各通）

正六位に叙する（各通）

永冨　敬治　藤井　健

有路　幸二　井川　善幸

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上五月八日）

小林　新治　土屋　孝之

加藤　紀一

三村　昭平　米村　博文

瑞宝双光章を授ける（五月七日）

従六位に叙する（各通）

新屋　敏　鷹觜　俊夫

瑞宝双光章を授ける（各通）（以上五月八日）

正七位に叙する

江添　岩雄

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、ベトナム共産党中央執行委員会書記長兼ベトナム主席トー・ラム閣下の国家主席就任につき、六月三日御祝電を発せられた。

天皇陛下は、カナダ総督ルイーズ・アルブール閣下の総督就任につき、六月八日御祝電を発せられた。

登録操縦免許証更新講習実施機関の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の三十四において準用する同法第十七条の五の規定に基づき、次の登録操縦免許証更新講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同法第二十三条の三十四において準用する同法第十七条の十五第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年六月十日　国土交通大臣　金子　恭之

(一) 登録操縦免許証更新講習実施機関の名称　株式会社日本海洋資格センター

(二) 登録操縦免許証更新講習事務を行う事務所の所在地

（変更前）

株式会社日本海洋資格センター　本社

福岡県福岡市博多区博多駅東一丁目一一番五号　アサコ博多ビル七階

株式会社日本海洋資格センター　長崎事務所

長崎県長崎市中町一番二五号　ＭＪＭ中町ビル二階

株式会社日本海洋資格センター　九州海技学院

熊本県宇城市三角町三角浦一一九三番地

株式会社日本海洋資格センター　中国事務所

広島県広島市西区観音新町四丁目一四番六号　広島観音マリーナ内

官庁報告

官庁事項

国営阿賀野川用水事故防止事業計画の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定に基づき、国営阿賀野川用水土地改良事業（事故防止）につき緊急防災等工事計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、当該緊急防災等工事計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この緊急防災等工事計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に審査請求をすることができる。

また、この緊急防災等工事計画については、上記の審査請求のほか、この緊急防災等工事計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となる。）、緊急防災等工事計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和８年６月10日　農林水産大臣　鈴木　憲和

1　縦覧に供すべき書類の名称

国営阿賀野川用水事故防止事業計画書（緊急防災等工事計画書）の写し

2　縦覧期間

令和８年６月10日から令和８年７月１日まで

3　縦覧場所

農林水産省北陸農政局のウェブサイト